

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止

(長寿社会政策課)

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(同)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○建築士免許の取消し

(建築宅地課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(震災復興推進課)

○開発行為に関する工事の完了(四件)

(建築宅地課)

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(二件)

(選挙管理委員会)

○宮城県公報第二三二〇号(平成二十三年十一月二十五日付け)中

(同)

○宮城県公報第二五〇二号(平成二十五年十月二十五日付け)中

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

○宮城県告示第四百八号

(同)

護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
株式会社フィール・ラ イフ	〇四七二五〇一七六七	居宅介護支援	居宅介護支援センター フィール・ライフ 大崎市古川江合本町一丁目 一番十二号ブリリアンス一 号

二 指定の効力の停止の内容

新規利用者の受入れ停止

三 停止の期間

平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

○宮城県告示第四百九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五一五〇〇七三〇	放課後等デイサービス 大崎市古川桜ノ目字 沢目百六十一	放課後等デイサ ービス	合同会社 レイシヨン	平成二十八年 八月三日

○宮城県告示第四百十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告 示

○宮城県告示第四百八号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介

事業所番号	〇四五二一〇〇二二六	事業所の名称及び所在地	ゆうちゃんち 岩沼市小川字下河原 五十三番地四号	廃止する指定障害 児通所支援の種類	児童発達支援	設置者名	特定非営利活 動法人幸創	廃止年月日	平成三十年 三月三十一日
-------	------------	-------------	--------------------------------	----------------------	--------	------	-----------------	-------	-----------------

○宮城県告示第四百十一号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二七〇〇三二〇	事業所の名称及び所在地	ジャパンケア富谷 富谷市日吉台二丁目 六一二	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	同行援護	設置者名	株式会社ジャ パンケアサー ビス	廃止年月日	平成三十年 三月三十一日
-------	------------	-------------	------------------------------	-----------------------	------	------	------------------------	-------	-----------------

○宮城県告示第四百十二号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 愛島台地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	登録番号	免許取消の理由	免許取消年月日
金原 吉友	第二百四十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
大沼 徳治	第二百八十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
高子 静雄	第二百八十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
佐藤 芳男	第三百八十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
乳井 武	第五百七十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
古田 正吉	第五百八十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
木村 庄一	第六百二十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
齋藤 千代	第七百十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
島津 七郎	第七百二十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
半澤 弘	第七百三十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
小野 勇	第八百十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
鹿島 俊五	第八百十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
庄司 光夫	第八百五十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
小林 栄	第八百九十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
鈴木 義雄	第九百四十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
高橋 運七	第九百九十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
芳賀 進治	第十二百三十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
西條 観一	第十六百十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日
松野 陽一	第十六百九十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため	平成三十年三月二十 八日

平成三十年三月二十 八日	武田 清一	二級建築士	第九千五十三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	山田 進	二級建築士	第六千六百七十 七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	持 佐々木 富	二級建築士	第六千二百九十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	千葉 重夫	二級建築士	第六千一 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	高橋 實	二級建築士	第五千三百九十 二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	三浦 義雄	二級建築士	第四千九百三十 九号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	菅井 豊	二級建築士	第四千四百六十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	千葉 信次	二級建築士	第四千二百五十 号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	三浦 巖	二級建築士	第四千四百四十 三号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	熊谷 直一	二級建築士	第三千九百五十 七号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	千葉 峰男	二級建築士	第三千八百八十 八号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	岡 好	二級建築士	第三千七百七十 一号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	山内 庄吾	二級建築士	第三千七百七十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	目黒 要一	二級建築士	第三千三百二十 六号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	高橋 喜一	二級建築士	第三千二百八十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	針生 栄一	二級建築士	第三千三十四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	高橋 傳	二級建築士	第二千八百九十 五号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	星 泰廣	二級建築士	第二千七百七十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	熊谷 春治	二級建築士	第二千五百七十 二号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため
平成三十年三月二十 八日	伊藤 幸一	二級建築士	第二千五百二十 四号	建築士法第九條第一項 第三号に該当するため

公 告

平成三十年三月二十
八日

安達 幸雄 二級建築士

第一万二千八十
三号

建築士法第九條第一項
第三号に該当するため

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十年度震災復興広報強化業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部震災復興推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成三十年三月二十九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社河北アド・センター 仙台市青葉区五橋一丁目一番十号
- 五 契約金額 三千七百九十三万五千六百四十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 東松島市あおい二丁目百四十五番二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東松島市大曲字筒場二十四番地一

菅野 亘

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年四月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡巨理町逢隈中泉字の場百三番二、百四番一、百十四番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福島県南相馬市原町区高見町二丁目三十番地の六
株式会社フローラ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年四月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目十二番二百四十三、十二番二百四十五、十二番二百四十六、十二番二百四十七、七十八番四十三、七十八番五十二、七十八番五十三、百十番三
仙台市青葉区一番町一丁目三番一号
東北ミサワホーム株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年四月六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町神谷沢字館ノ内五十三番一
富谷市成田四丁目二十八番地六パセオブラシー
成田D二二二
守屋 直樹

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出

があつた平成二十七年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十八年宮選管告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。
平成三十年四月六日
宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

1 収入総額中
みやぎ政経交流懇話会の平成二十七年分収支報告書の要旨の
「1 収入総額 6,694,155」を「1 収入総額 6,794,155」に、
「本年収入額 6,460,000」を「本年収入額 6,560,000」に改める。
3 本年の収入の内訳中
「寄附 100,000」を「寄附 200,000」に改め、
「個人分 100,000」の次の行に、
「政治団体分 100,000」を加える。
5 寄附の内訳中
「宮口幸市 100,000 黒川郡大和町」の次の行に、
「政治団体分 100,000 塩竈市」
を「自由民主党宮城県第四選挙区支部 100,000 塩竈市」
を加える。
みやぎ政経懇話会の平成二十七年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中
「1 収入総額 603,997」を「1 収入総額 703,997」に、
「本年収入額 516,000」を「本年収入額 616,000」に改める。
2 支出総額中
「2 支出総額 510,188」を「2 支出総額 610,188」に改める。
3 本年の収入の内訳中
「寄附 500,000」を「寄附 600,000」に、
「政治団体分 350,000」を「政治団体分 450,000」に改める。
4 支出の内訳中
「政治活動費 250,801」を「政治活動費 350,801」に、
「組織活動費 134,683」を「組織活動費 184,683」に、
「選挙関係費 50,998」を「選挙関係費 100,998」に改める。
5 寄附の内訳中

5 寄附の内訳中

「自由民主党宮城県支部連合 350,000 仙台市青葉区」の次の行に、
 「自由民主党宮城県第四選挙区支部 100,000 塩釜市」を加える。

中山耕一後援会の平成二十七年分収支報告書の要旨の
 1 収入総額中

「1 収入総額 3,837,787」を「1 収入総額 3,937,787」に、
 「本年収入額 3,749,000」を「本年収入額 3,849,000」に改める。

3 本年の収入の内訳中

「第7回中山耕一杯ゴルフコンペ 67,000」の次の行に、
 「その他の収入 100,000 を加える。
 選挙事務所家賃 100,000」

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出
 があつた平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のと
 おり改める。

平成三十年四月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党宮城県仙台市泉区第一支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 13,040,278」を「1 収入総額 13,760,278」に、

「本年収入額 9,851,916」を「本年収入額 10,571,916」に改める。

3 本年の収入の内訳中

「寄附 5,330,000」を「寄附 6,050,000」に、
 「団体分 5,330,000」を「団体分 6,050,000」に改める。

5 寄附の内訳中

「株式会社・クイ・ライ仙台支店 60,000 仙台市宮城野区」の次の行に、
 「赤坂建設機 720,000 仙台市泉区」を加える。
 みやぎ政経交流懇話会の平成二十八年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 948,177」を「1 収入総額 1,048,177」に、

「前年繰越額 609,177」を「前年繰越額 709,177」に改める。

正 誤

中山耕一後援会の平成二十八年分収支報告書の要旨の
 1 収入総額中
 「1 収入総額 2,199,855」を「1 収入総額 2,299,855」に、
 「前年繰越額 367,355」を「前年繰越額 467,355」に改める。

○宮城県公報第二三二〇号（平成二十三年十一月二十五日付け）中

ページ 段 行 正 誤

五 下 後から 二〇 及川亨子 及川亨子

○宮城県公報第二五〇二号（平成二十五年十月二十五日付け）中

ページ 段 行 正 誤

七 上 後から 一 大崎市古川小野字小高一七 大崎市古川小野字小高一七